

ご活用
ください!

確定申告前に申告書の提出ができる

所得税の還付申告相談会

【問合せ】 三島税務署 電話 055 987 6711(自動音声で案内)
市役所税務課 電話 055 948 2918

確定申告会場では、書類審査に時間がかかるので混雑が予想されます。税務署や市では審査をスムーズに行うため、還付申告者を対象に還付申告相談を行います。
相談対象となる人は、確定申告期間前でも申告書の記載・提出ができますので、ぜひご利用ください。

相談会日程 詳しくは三島税務署、市役所税務課にお問い合わせください。
三島税務署出張相談会

と き	と ころ
1月28日(月)	伊豆市修善寺生きいきプラザ 第1・第2会議室
1月29日(火)	
1月31日(木)	伊豆の国市役所伊豆長岡庁舎 3階第1会議室
	函南町役場 2階大会議室

市役所相談会

と き	と ころ
2月6日(水)~15日(金)	伊豆の国市役所伊豆長岡庁舎 3階第1会議室

対象となる人

給与所得者で、雑損控除、医療費控除、住宅借入金等特別控除を受ける人
給与所得者で、年の途中で退職して年末調整ができない人
給与と年金収入、または年金収入のみの人

必ずご用意ください

平成19年分の給与所得の源泉徴収票または公的年金の源泉徴収票(配偶者特別控除を受ける場合は、配偶者の所得がわかるものも必要)
還付を受ける金融機関の口座番号がわかるもの(本人名義の口座)、印鑑、筆記用具、計算機

持参していただく書類

医療費控除を受ける人

平成19年中に支払った医療費の領収書
高額療養費、出産一時金、保険金、損害賠償金などを
受け取った場合はその金額のわかるもの
*領収書は病院や診療を受けた人ごとに仕分けして金額を合計し、便箋やメモ用紙などに整理してきてください。

社会保険料控除を受ける人

国民年金・健康保険などの支払い金額のわかるもの
*国民年金保険料については社会保険庁から送付される
控除証明書の提示が必要になります。
証明書などを紛失し納付金額がわからない場合は、社会保険庁(控除証明専用電話 0570 00 9911)または三島社会保険事務所(電話 055 973 1444)へお問い合わせください。

生命保険料控除・地震保険料控除(旧長期損害保険料控除を含む)を受ける人

保険会社等が発行する控除証明書

障害者控除を受ける人

障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、市町村長が発行する障害者控除対象者認定書など(本人、扶養親族分)

住宅借入金等特別控除を受ける人

住民票の写し
家屋の登記簿の謄(抄)本
家屋の売買契約書(写)などで取得価格または請負代金を明らかにする書類
住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
住宅ローンなどにその家屋の敷地ローンも含まれる場合は、その土地の登記簿謄(抄)本、契約書(写)などで土地の取得価格・年月日などを明らかにする書類
*増改築などの場合は、上記のほか建築確認済証(写)、検査済証(写)、または増改築等工事証明書なども必要です。

雑損控除を受ける人

災害を受けた資産の明細書
被災等の証明書
災害等に関連する支出の領収書

平成19年分からの所得税に関する主な改正点

- 1 税源移譲により、税率が変わりました。
- 2 定率減税がなくなりました。
- 3 損害保険料控除がなくなり地震保険料控除が創設されました。しかし、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等については、地震保険料控除の対象にできます。
- 4 バリアフリー改修等住宅借入金特別控除が創設されました。平成19年4月1日以降に住宅ローン等を利用してマイホームをバリアフリー改修工事(その工事費用(補助金等をもって充てる部分を除く)が30万円を超えるものに限る)を含む増改築等工事を行い、居住の用に供した場合、一定の要件に当てはまれば、5年間、バリアフリー改修等住宅借入金特別控除を受けることができます。バリアフリー改修等住宅借入金等特別控除は、住宅借入金等特別控除と選択適用できます。

(対象者) 50歳以上の人、要介護または要支援の認定を受けている人、障害のある人、前記に該当する人または65歳以上の親族との同居を常とする人

(控除を受けるための手続き) 右ページの住宅借入金等特別控除を受ける人の欄に記載されている書類以外に次の書類が必要になります。

- (イ) 対象者が または で に該当する人の場合は、介護保険の被保険者証の写し
- (ロ) 補助金等の額を証する書類



地震保険料控除の控除額

その年に支払った保険料の金額に応じて計算した金額が控除額です。

区 分	年間支払保険料の合計	控 除 額
(1)地震保険料	5万円以下	支払金額
	5万円超	5万円
(2)旧長期損害保険料	1万円以下	支払金額
	1万円超2万円以下	支払金額÷2+5千円
	2万円超	1万5千円
(1)・(2)両方ある場合	-	(1)・(2)それぞれの方法で計算した金額の合計(最高5万円)

*ある1つの損害保険契約等またはある1つの長期損害保険契約等が、上記(1)・(2)の保険契約のいずれにも該当する場合は、いずれか1つの契約のみに該当するものとして控除額を計算します。

はじまります!

平成19年分 所得税の 確定申告

伊豆の国市で開催する所得税の確定申告全般の受け付けは、次のとおりです。

と き 2月18日(月)~3月17日(月)

9:00~12:00、13:00~16:00 *土・日を除く

と ころ 市役所伊豆長岡庁舎、蘆山庁舎、大仁庁舎

*2月12日(火)~3月17日(月)の間、三島商工会議所で三島税務署相談会も開催。
所得税の確定・還付申告、贈与税・個人事業者の消費税申告を受け付けますのでご利用ください。



所得税の確定申告については、広報2月1日号で詳しくお知らせします。